

2021 年 2 月号トピックス

インターネット経由(e-Filing)による個人所得税、源泉徴収税及び付加価値税申告期限の延長

歳入局は、新型コロナウイルス感染拡大状況により受けた影響の軽減を図るため、国民及び事業者に対し、税務申告期限を延長することとした。その詳細は、以下の通りである。

1. 2020 年度を対象とする個人所得税(PND.90 及び PND.91)の申告期限日を、インターネット経由に限り、2021 年 3 月 31 日から 2021 年 6 月 30 日まで延長。
2. 源泉徴収税(PND.1、PND.2、PND.3、PND.53 及び PND.54)は、2021 年 2 月から同年 6 月までの申告分は、インターネットによる申告に限り、提出すべき月の末日まで延長。
3. 付加価値税(PP.30 及び PP.36)は、2021 年 2 月から同年 6 月までの申告分は、インターネットによる申告に限り、提出すべき月の末日まで延長。